**新型コロナウイルス関係 5.11②**

会員各位

令和２年５月 11 日

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

## 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aの更新について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会ＨＰにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会常任理事
羽　鳥　　裕

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するＱ＆Ａの更新について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会に対し、標記の事務連絡が発出され、その周知方依頼がありました。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」（令和２年３月６日付（地 454））等にて貴会宛にご案内申し上げております。

本事務連絡は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大や、緊急事態宣言の発出、宿泊療養の開始等の状況を受けて、環境省のウェブサイトにて公開されていたＱ＆Ａを更新したことについて周知を依頼するものです。

このＱ＆Ａのうち、軽症者等が宿泊療養している施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、感染性廃棄物が排出される施設には該当しないことから、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、通常の廃棄物として処理することが可能であるとされております。その際には、委託する廃棄物処理業者の従業員への感染防止の徹底のため、ごみに直接触れない、しっかり縛って封をして排出する、石けん等を使って手を洗う等の対応についてご留意いただきたく存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会等へのご周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、環境省からの事務連絡２点（「新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法第３２条第１項に基づく緊急事態宣言の対象区域の拡大について（周知依頼）」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（周知依頼）」）をご参考までに同封しましたことを申し添えます。

## 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A（令和2年4月23日）
## 【2. 医療関係機関等※の皆さま向け】

※ 医療関係機関等
病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）
（参照： 廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項）

本項では、医療関係機関から排出される廃棄物に関連する質問をまとめました。医療関係機関向けのその他のQ&Aについては、厚生労働省の専用ウェブページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00004.html

### ＜廃棄物に関する一般的事項＞

| | |
|---|---|
| Q2-1 | どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。 |
| A2-1 | 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。 |

### ＜宿泊療養施設等の廃棄物の対応①＞

| | |
|---|---|
| Q2-2 | 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。 |
| A2-2 | ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、**同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。**<br>その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応（A5-5も参照）をとっていただくとともに、特に、**ごみに直接触れない**こと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前に**しっかり縛って封をして排出する**こと、ごみを捨てた後は**石けん等を使って手を洗う**ことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、**二重にごみ袋に入れる**などの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることがないように、十分に配慮し、**合理的な取扱いを行うよう**にしてください。<br><br>*（参考）新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A（厚生労働省）*<br>https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf<br>https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf<br>*（参考）緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）*<br>http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf |

## ＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q2-3　医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

A2-3　医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、**「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理**してください。

具体的には、**排出事業者は**、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして**感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないよう**にすること、**腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないよう**にすることが必要です。また排出の際には、**廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶ**こと、**容器に入れて密閉する**こと、**感染性廃棄物である旨等を表示する**ことなどが必要です。

*（参考）廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル*

https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf

*（参考）医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ*
*新型コロナウイルスの廃棄物について*

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

*（参考）新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）*

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf